

令和5年7月19日

桜台自治会会員の皆様へ

桜台地区に隣接する山林の埋立て造成工事について

桜台自治会 自治会長 久保田 巖

工事の概要等については令和5年2月度本部役員会議事録で回覧されているが、自治会としての取り組みの経緯、工事中の生活環境維持のための事業者との取り決めについて周知し、誤った風評が流れないようにしたいと考え、以下のようにお知らせします。

【工事概要】

本工事は、桜台2丁目地区南側境界に隣接する山林谷地の埋立て造成工事で、天羽田地区に在住するH氏より土地を借用し及び東京電力(株)から土地を譲り受けたエコナビ(株)(所在地:横浜市)が、山林谷地を建設残土で埋立てし、植林して山林に復旧するものです。

(埋立て造成工事場所は添付資料1.「埋立て造成工事場所図」)

【自治会としての取り組みの経緯】

本工事は、令和4年9月7日に桜台自治会として事業者から情報を入手し、桜台地区に隣接する山林埋立て工事ということで、工事中および将来にわたって問題が生じないように慎重に対応してきました。

同年12月17日に事業者から、自治会より指示された工事現場に隣接する30世帯の事前説明が終了した旨の報告を受け、自治会として確認印を押し、事業者が事前事業計画書(仮申請)を県に提出しました。近隣町会も同様な手続きをしています。

令和5年2月8日(水)に桜台地区住民を代表して、事業者から事業内容の説明(3条説明)を受け、質疑内容結果を覚書にまとめ、問題が発生しないように取り決めを行いました。

(添付資料2.「桜台地区に隣接する山林の造成工事説明会の内容についての覚書」を参照)

【覚書要旨】

覚書には、工事中、また将来にわたり問題が発生しないように、騒音、異臭、粉塵

等生活環境への悪影響の排除はもとより、災害防止、廃棄物管理、遵法等について細かく規定していますのでご確認ください。

- (1) 埋立て面積:3.8ha 埋立て土量:200,000 m³ 工事期間:4年間
- (2) 埋め立てするのは、建設残土で第3種(油、臭い、有害性なしの一般残土)
- (3) 建設残土搬入車両は桜台団地内を通行しない。
- (4) 山林の谷部を埋立てし、埋立て造成後、植林し山林に戻す。
- (5) 埋立て造成工事中、降雨時の土砂崩れを防止するために、調整池を設ける。
- (6) 残土運搬車両の出入り口(市道:旧久留里街道)に、交通指導員を配置する。
- (7) 道路が土砂で汚れた場合は、遅滞なく道路の清掃を行う。
- (8) 残土の搬送や埋立て工事は、夕方で終了し夜間を行わない。
- (9) 砂塵の飛散防止の為、緩衝地帯として竹林10mを残す。また環境への悪影響の排除に努める。

【千葉県残土条例より抜粋】

埋立て建設残土は第3種(油、臭い、有害性なしの一般残土)になっています。

第3種残土を担保するため、千葉県残土条例では県又は市は6ヶ月に1回程度抜き打ちで土質検査を実施することになっています。

又、埋立て工事の品質を確保するため土地所有者・事業者は毎月1回以上現場確認を行い、計画と異なる事業が行われていないか確認しなければならないと規定されています。

現在、千葉県の事業許可が下りて、事業者内で事業施工前の調整が行われており、工事開始前には事業者から、埋立て造成工事内容と工事安全確保、環境の維持等について桜台地区に連絡文書を発行することになっています。

以上についてお気づきの点がありましたらご連絡または自治会に相談してください。

以上

令和5年3月3日

桜台地区に隣接する山林の造成工事説明会の内容についての覚書

桜台自治会（以下、「甲」という）とエコナビ株式会社（以下、「乙」という）は、令和5年2月8日（水）に行った桜台地区に隣接する山林の造成工事における安全性・環境影響等についての説明会の内容と確認事項について下記のとおり合意・確認した。

1. 説明会の経緯と状況

- (1) 乙は令和4年9月7日に桜台自治会会長に対して第1回の説明を行い、工事現場に隣接する桜台地区30世帯に対して工事内容等について事前説明を行うことを指示された。同年12月17日に乙は事前説明が終了したことを桜台自治会会長に報告し、確認印を得た。これにより千葉県に事前事業計画書（仮申請）の提出が可能となった。
- (2) 本説明会開催の時点では県の担当部署（千葉県環境生活部）が事前事業計画書を受け付け、事業計画の内容調査後に市への意見照会を行っている段階である。本説明会は申請者が地域住民へ行う工事概要の説明（3条説明）に該当する。
- (3) 本説明会の後、申請者は本校維持説明会の意見・質問・要望等を記入した「特定事業説明会等実施状況報告書」を市へ提出することになる。
- (4) 市は市役所関係部門で検討し（4条説明）、意見要望等を県へフィードバックする。県が確認を行った後に申請者は本申請書を作成し、県へ提出する。3条説明、4条説明の内容が取り入れられていること確認して問題がなければ3～4ヶ月後に申請許可が下りることとなる。

2. 説明会開始においての確認事項

- (1) 本説明会は、3条説明として乙が甲に対して行うものとする。
- (2) 甲と折衝を進めてきた石橋測量事務所の石橋氏は、乙の代理人として委嘱されていることを確認した。
- (3) 本説明会は録音され、終了後に確認事項を乙が覚書として作成する。覚書は甲乙の双方が捺印し保管する。

3. 説明会の確認事項


- (1) 埋め立てる山林の一部は乙が東京電力より購入して所有者となった。
その他の土地の所有者は天羽田地区在住の林氏となっている。乙は事業者としてゼネコン等から残土を受け入れ、埋め立てを行う。乙は事業者として残土を受け入れ、運搬や整地等の工事は外注となる。
- (2) 法令に準拠し、安全に設計、工事を進めるとともに、将来災害につながるような違法行為は行わない。
- (3) 土地利用計画平面図（施工後）で示されている橙色の部分は、埋め立て上部で現在林氏が所有している竹やぶで、埋め立て工事では駐車場に使われる予定である。竹やぶ伐採後に駐車場となった後も粉塵が問題にならないよう対処する。（尚、駐車場に出入りするのは工事関係者の乗用車や県・市の検査時に使用する一般車両であり工事車両は含まれない）
- (4) 上記図面で濃緑の部分は山林が残る部分であり、埋立地上部（桜台隣接地）に幅約10mの残地山林として残る予定である。
- (5) 安全上の配慮として埋め立ては既存の尾根の高さを超えないこと、地山は削らないことを設計に反映している。



- (6) 盛り土は標高の低い場所から行き、転圧をして圧密を実施しながら整地を行う（標高差は約30m）。
- (7) 工事中の降雨対策として調整池を2カ所設置し、工事完了後に埋め戻す。
- (8) 整地後、降雨は調整池までU字溝にて誘導する。降雨強度は1haあたり1650トン/時間で設計している。
- (9) 残土の運搬経路は、高速道路を降りて久留里街道に入り長浦方面行の十字路を反対側の旧道に入り、(株)大資材置き場から約200m南東に行った位置から山林に入るルートとなる。土地利用計画平面図（施工後）の通り運搬登坂道路を新設する。
- (10) 山林には運搬道路を作り鉄板を敷くか、又は砕石で踏み固める。残土運搬で桜台地区をダンプが通ることはない。ただし、乙の社員の駐車場（現在の林氏竹やぶ）までの移動は桜台2丁目23番地の南側を通る。
- (11) 埋め立て用建設残土は第3種（油、臭い、有害性なしの一般残土）に限定する。国の林地開発法、県の残土条例等法令に従って土砂等発生元証明書、地質分析（濃度）証明書等で厳しく管理される。
- (12) 工事に際しては、工事排水、臭い、廃棄物管理の他、騒音にも気を付ける。騒音については千葉県のでめる一般地域の環境基準に則り、6時～22時の間55db以下、22時～6時の間は45db以下とする。
- (13) 夜間は工事を行わない。
- (14) 運搬の経路となる道路の汚れについて、清掃機械を入れて常時清掃を行うよう計画している。
- (15) 埋め立て後は山林に復旧する計画で、客土は行わず植林をする予定である。将来的にソーラー設置等の山林の転用等の可能性は0ではないが、現時点において計画はない。
- (16) 埋め立て20万立方メートルについては、地図を細かく縦横に切断して計算した。その結果19万立方メートル程度であったので、20万立方メートルとした。土砂比重は1.8程度である。
- (17) 工事開始から終了まで必要に応じて甲と乙は連絡を取り合い、相談しながら工事を進めていく。
- (18) 工事着工前に桜台自治会の全会員に対して今回の造成工事に関する説明文を配布する。説明文については乙が案を作成し、事前に本説明会出席者が記載内容を確認する。説明文にはダンプは桜台団地内を通行しない事、境界騒音基準を遵守する事、重機での工事やダンプの運行は昼間のみ行う事など桜台住民の不安を解消するための具体的行動基準等も記載する。説明文は自治会回覧板ルートで会員に周知する。
- (19) 造成工事に対する桜台自治会の住民の疑問点や苦情窓口は、甲ではなく、乙である事も説明文に明確に記載する。

以上、本内容を確認した証として本書を2通作成し、甲乙が捺印の上それぞれが1通を保管する。

令和5年 3月27日

桜台自治会長
甲 星野 勝弘 

エコナビ株式会社
乙 代表取締役 眞下 寛昌 